

清瀬市契約における暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清瀬市（以下「市」という。）が締結する売買、賃貸、請負その他の契約（以下「契約」という。）から暴力団等の介入を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 清瀬市契約事務規則（昭和61年清瀬市規則第4号）第5条の資格審査サービスに登録された者をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者をいう。
- (4) 課長 清瀬市契約事務規則第2条第1号に規定する課長をいう。
- (5) 外郭団体 清瀬市が基本金及び資本金その他これに準じるものの4分の1以上を出資又は出捐する法人又は、市と人的又は資金的及び業務的に密接な関係を有する法人をいう。

(入札参加資格停止措置)

第3条 市長は、有資格業者が別表左欄に規定する措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、別表右欄に規定する期間（以下「入札参加資格停止期間」という。）について、清瀬市不当行為等対策要綱（平成16年清瀬市訓令第71号）第3条に規定する清瀬市不当行為等対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）の審議を経て、市の契

約から排除する措置（以下「入札参加資格停止措置」という。）を当該有資格業者に対して行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、対策本部会議の審議を経ることなく当該有資格業者に対して入札参加資格停止措置を行うことができるものとする。

- 2 市長は、前項の入札参加資格停止措置を行うことを決定したときは、[入札参加資格停止措置決定通知書](#)により当該有資格業者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、入札参加資格停止措置を受けた有資格業者（以下「入札参加資格停止業者」という。）を構成員又は組合員（以下「組合員等」という。）として含む共同企業体、事業協同組合等（以下「事業協同組合等」という。）について準用する。

#### （入札参加資格停止措置の解除）

第4条 市長は、前条第1項の規定に基づき、入札参加資格停止措置を行った当該入札参加資格停止業者について、別表右欄に規定する入札参加資格停止期間を経過し、かつ、当該入札参加資格停止業者から[入札参加資格停止措置解除申出書](#)により申出があり、別表左欄に規定するいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、対策本部会議の審議を経て、当該入札参加資格停止措置を解除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により当該入札参加資格停止措置を解除するに当たり、必要があると認めるときは、別表左欄に規定するいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証する書面等の提出を、当該入札参加資格停止業者に求めることができるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定に基づき、入札参加資格停止措置の解除を行ったときは、[入札参加資格停止措置解除決定通知書](#)を当該入札参加資格停止業者に通知するものとする。
- 4 前各項の規定は、入札参加資格停止業者を組合員等として含む事業協同組合等について準用する。

(勧告)

第5条 市長は、入札参加資格停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、対策本部会議の審議を経て、当該有資格業者に対し、必要な措置を行うよう勧告することができる。ただし、市長が必要と認めるときは、対策本部会議の審議を経ることなく当該有資格業者に対し勧告することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による勧告を行うときは、**暴力団又は暴力団員等との関係に関する通知書**により、当該有資格業者に通知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第6条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、入札参加資格停止業者の入札参加を認めないものとする。

2 市長は、一般競争入札参加者が契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該入札参加資格停止業者が提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を無効とするものとする。

3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により入札資格を取り消したときは、その旨を当該参加業者に通知するものとする。

5 前各号の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加資格停止業者を指名しないものとする。

2 市長は、指名を受けたものが、契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該指名を取り消し、当該入札参加資格停止業者が提出した入札書を無効とするものとする。

3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、その旨を指名

業者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、入札参加資格停止業者を相手方とする随意契約を締結してはならない。ただし、当該契約の目的及び内容により入札参加資格停止業者を相手方とする随意契約を締結する必要があると認めるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第9条 市長は、入札参加資格停止業者が、市の契約の全部又は一部の下請負人となることを承認しないものとする。ただし、当該契約の目的及び内容から入札参加資格停止業者を下請負人とする必要があると認められるときは、この限りでない。

2 第6条から第8条まで及び前項の規定は、入札参加資格停止業者を組合員等として含む事業協同組合等について準用する。

(契約の解約又は解除)

第10条 市長は、契約の相手方が入札参加資格停止措置を受けたときは、当該契約の解約又は解除ができるように契約条項を整備するものとする。

(外郭団体等への指導)

第11条 市長は、第3条の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、外郭団体及び市の施設を管理する指定管理者に対して、同様の措置を行うよう指導するものとする。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第12条 課長は、市の契約の相手方及び下請負人が当該契約の下請負契約を履行するに当たり、暴力団員等から工事妨害その他の不当介入又は下請け参入その他の不当な要求（以下「不当介入」という。）を

受けたときは、速やかに報告を求めるようにし、かつ、警察署への届出を行うよう指導しなければならない。

- 2 課長は、契約の相手方又は下請負人が前項の不当介入を受けたことにより、当該契約の履行が遅れるおそれがある場合において、当該契約の相手方又は下請負人が前項に規定する報告及び届出を適切に行ったときは、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じることができる。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察署その他の関係機関との連携を緊密に行うものとする。

(入札参加資格停止措置の公表)

- 第14条 市長は、第3条の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、当該入札参加資格停止業者の商号又は名称、入札参加資格停止措置の理由、入札参加資格停止期間等を公表するものとする。
- 2 前項の規定は、第4条第2項に規定する入札参加資格停止措置の解除について準用する。

(様式)

第15条 この要綱の施行について必要な書類及び帳票等の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年12月6日から施行する。

別表（第3、第4条関係）

措置要件	期間
<p>(1) 有資格業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>入札参加資格停止措置の決定をした日から24か月間。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたと認められる日までとする。</p>
<p>(2) 有資格業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>入札参加資格停止措置の決定をした日から24か月間。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたと認められる日までとする。</p>
<p>(3) 有資格業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>入札参加資格停止措置の決定をした日から24か月間。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたと認められる日までとする。</p>
<p>(4) 有資格業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。</p>	<p>入札参加資格停止措置の決定をした日から24か月間。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたと認められる日までとする。</p>
<p>(5) 有資格業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各項のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。</p>	<p>入札参加資格停止措置の決定をした日から24か月間。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたと認められる日までとする。</p>
<p>(6) 有資格業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、第5条第1項の勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。</p>	<p>入札参加資格停止措置の決定をした日から24か月間。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたと認められる日までとする。</p>